

生活衛生関係営業の活性化・振興について

平成27年度予算、平成26年度補正予算
及び平成27年度税制改正

都道府県・生活衛生営業指導
センターにおける関連施策

予算

- 生活衛生関係営業対策事業費補助金：
1,028百万円(1,000百万円)
 - ・生活衛生関係営業好循環促進計画策定事業
- 被災した生活衛生関係営業者への支援：448百万円(71百万円)
 - ・生活衛生関係営業対策事業費補助金
 - ・株式会社日本政策金融公庫出資金

- ✓環境衛生監視員の監視指導の計画的実施
- ✓組合員への衛生情報の周知に係る生活衛生同業組合の活用
- ✓自主管理点検表の活用・普及

融資

- 貸付計画額：1,150億円
(日本政策金融公庫補給金：22億円、出資金3億円(補正予算関係))
- 貸付制度の拡充
 - ・福祉増進関連事業施設貸付の拡充
(高齢者・障害者が円滑に利用できるために行う設備投資について金利の引き下げ)
 - ・中小企業・小規模事業者の資金繰り支援(補正予算関係)

- ★生活衛生水準の維持・向上
- ★生活衛生関係営業の振興、活性化、基盤の安定

税制

- 生活衛生同業組合等が設置する共同利用施設に係る特別償却制度の適用期限の延長
 - ・振興計画に基づく共同利用施設の特別償却制度について、取得価額要件(100万円以上)を設定した上、その適用期限を2年延長する。
- 生活衛生同業組合等及び消費生活協同組合等の貸倒引当金の特例措置の適用期限の延長
- 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の延長

- ✓新規開設者等への生衛法や組合等に関する情報提供の推進
- ✓都道府県生活衛生営業指導センターの積極活用、経営指導員・経営特別相談員の相談・指導の充実

生活衛生関係営業者の資金繰り対策等

(株)日本政策金融公庫への政府出資金

エネルギー価格の高止まり対策など地域における生活衛生関係営業の投資促進や基盤強化のため、(株)日本政策金融公庫の融資について、拡充を図る。

26年度補正予算：3.03億円

■ 事業概要

○ 生活衛生関係営業の原材料・エネルギーコスト高対策

- ✓ 生活衛生セーフティネット貸付（経営環境変化資金）の金利の引下げ
（原材料・エネルギーコスト高の影響を受けている場合：基準利率より $\Delta 0.2\%$ 、うち小規模事業者 $\Delta 0.4\%$ 、経営支援型： $\Delta 0.4\%$ ）

○ 生活衛生関係営業の女性活躍推進、創業支援

- ✓ 女性・若者等の創業前又は創業後間もない者について金利の引下げ
（適用利率より $\Delta 0.2\%$ 、女性・若者又はUターン等の場合 $\Delta 0.3\%$ ）
- ✓ 無担保融資に係る要件の緩和等
（女性の少額での創業について勤務要件等の撤廃、貸付期間の拡充等）
- ✓ 子育て支援に取り組む者への金利引下げ
（「くるみんマーク」の認定を受けた事業者：基準利率より $\Delta 0.65\%$ 等）

○ 生活衛生関係営業の地方創生支援

- ✓ 生活衛生関係営業新企業育成資金の創設
（女性、若者、シニア向けの創業資金：基準利率より $\Delta 0.4\%$ 等）
- ✓ Uターン等で創業する者について金利引下げ（適用利率より $\Delta 0.3\%$ ）（再掲）
- ✓ 耐震改修関連貸付制度の特例の継続（基準利率より $\Delta 1.05\%$ ）

生活衛生同業組合活動推進月間の実施に向けて

(平成26年7月10日厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

✓ 生活衛生同業組合の活動推進等の機運を全国的に高めていく方策

- ・ (一社) 全国生活衛生同業組合中央会による「生活衛生同業組合活動推進月間」の実施。(毎年11月)
- ・ 関係機関や関係団体の連携のもと生活衛生同業組合の周知広報や組合活動の活性化のための取組を重点的に展開。

■5つの重点活動項目

- ① 衛生遵守に関する自主点検活動等の衛生活動の推進
- ② 生活衛生同業組合に関する周知広報の推進
- ③ 生活衛生同業組合によるネットワークの拡充
- ④ 後継者・若手人材の育成、若手による組合活動の活性化
- ⑤ 営業者、消費者、行政等の関係機関の連携・対話の推進

お願い事項

- 行政、関係機関、関係団体等の連携・協力のもとに、月間の活動の推進が図られるよう、各都道府県等におかれても、今後、生活衛生同業組合から依頼があれば、月間について後援等のご協力方よろしく申し上げます。
- 各種申請や届出、研修会等の様々な機会をとらえ、管下の事業者に対し、生活衛生同業組合に関する情報提供を行うとともに、衛生情報の周知等に関する生活衛生同業組合の活用に関してもご配慮をよろしく申し上げます。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第4次一括法）の概要

【概 要】

国から地方公共団体への事務・権限の移譲等を推進するため、「事務・権限の移譲等に関する見直し方針について」（平成25年12月20日閣議決定）を踏まえ、関係法律の整備を行うもの。（63法律を一括改正）

【改正内容】

○ 国（地方厚生局長）から地方公共団体（都道府県知事）への事務・権限の移譲等

（生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律）

- ・ 振興計画の認定及び実施状況の報告
- ・ 振興計画の変更及び認定の取消し

（理容師法）

- ・ 理容師に係る養成施設の指定（養成施設の監督・変更・廃止含む）

（美容師法）

- ・ 美容師に係る養成施設の指定（養成施設の監督・変更・廃止含む）

【施行期日】

平成27年4月1日

広域火葬計画の策定と広域火葬体制について

○広域火葬計画の策定・広域火葬体制の整備の必要性

- ・ 大規模災害により多数の御遺体の発生、火葬場被災の可能性
被災地の火葬場のみでは円滑な火葬実施に支障発生のおそれ。
- 御遺体を円滑に火葬する体制の確保が重要
- 都道府県は、広域的な火葬に関する計画の策定に努める(厚生労働省防災業務計画)。

○政府の取組

「広域火葬計画の策定について」(H9.11.13衛企第162号)

- ・ 都道府県が広域火葬計画を策定する上での留意事項等として、①計画策定上の留意事項、②計画の記載事項、③広域火葬体制の整備、④計画策定後の措置を定める。

「大規模災害時における御遺体の埋火葬等の実施のための基本的指針」 (H26.7.30健衛発第0730第1号)

- ・ 政府において、関係各省の密接な連携のもと、①地方公共団体と関係団体との協定の締結の促進、②広域的な火葬体制の整備のための地方公共団体の取組の促進を進める。

○広域火葬計画の実施状況(平成26年11月現在)

- ・ 計画策定済み 29件(うち11件は、地域防災計画等の一環として策定)

各都道府県におかれては、本年夏までに、関係部局の連携のもと、広域火葬計画の策定、近隣地方公共団体の相互扶助協定等の締結、関係団体との資機材確保や搬送等に係る協定の締結等の取組を進め、広域的な火葬体制の確保に特段の御配慮をお願いしたい。

組織再編について

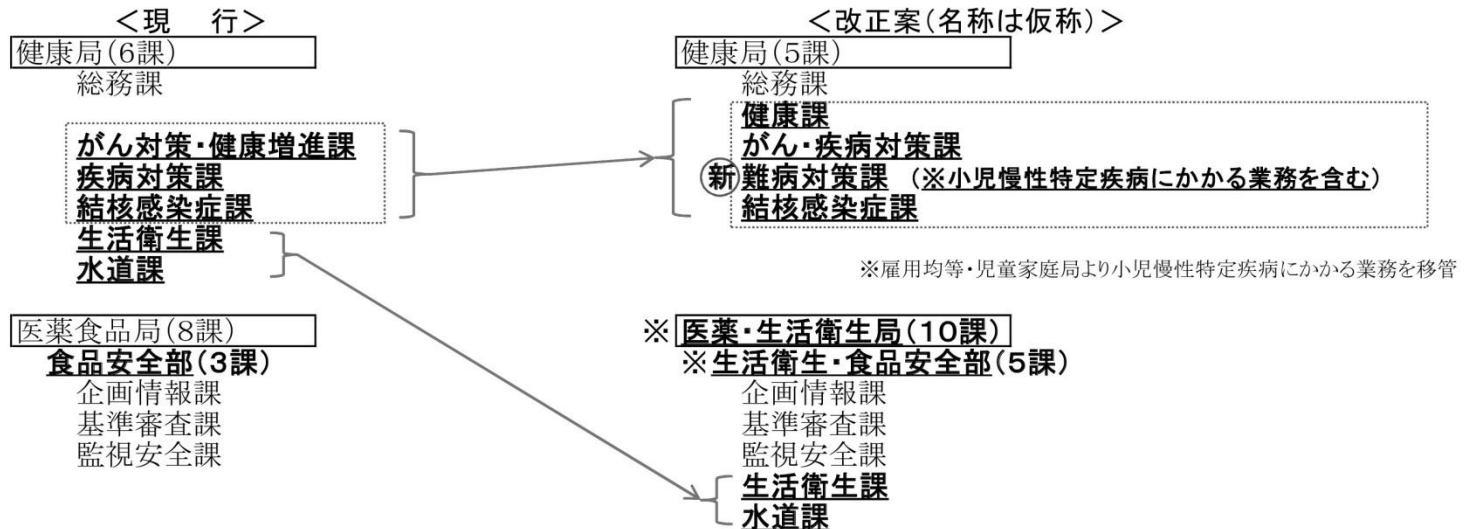
健康局総務課

健康寿命の延伸を推進するための組織改革について ～持続可能な社会保障制度の確立のための改革～

高齢化の進展等を踏まえ、「日本再興戦略」において、「国民の健康寿命の延伸」が政策目標に掲げられるとともに、昨年成立した「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」（いわゆるプログラム法）においても、『健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進する』ことが強く要請されている。

このため、健康局を再編し、特定健診・特定保健指導、がん検診等の健診の見直し・推進、生活習慣病の早期治療等による重症化予防等を通じて、健康寿命の延伸を図り、もって国民の生活の質の向上と持続可能な社会保障制度の確立を推進する。

- ①健康局の「がん対策・健康増進課」・「疾病対策課」・「結核感染症課」の3課を、「健康課（仮称）」・「がん・疾病対策課（仮称）」・「難病対策課（仮称）」・「結核感染症課（仮称）」の4課に再編成する。
- ②健康局の「生活衛生課」・「水道課」を、医薬食品局食品安全部へ移管し、局名を「医薬・生活衛生局（仮称）」、部名を「生活衛生・食品安全部（仮称）」とする。



【健康局】保健・医療各課の再編

がん対策・健康増進課

(栄養指導室、地域保健室、保健指導室)

健康増進・生活習慣病対策

がん対策

栄養改善・食生活指導

地域における保健・衛生の向上(保健所対策)

国民の健康づくり(一次予防)対策を所管する課の設置

健康課(仮称)

(予防接種室、栄養指導室、地域保健室、保健指導室)

健康増進・生活習慣病対策

栄養改善・食生活指導

地域における保健・衛生の向上(保健所対策)

女性の健康対策

予防接種対策

疾病対策課

(移植医療対策推進室、肝炎対策推進室)

エイズ対策

難病対策

その他疾病対策(ハンセン病、アレルギー等)

移植医療対策

肝炎対策

個別疾患対策を所管する課の設置

がん・疾病対策課(仮称)

(肝炎対策推進室、B型肝炎訴訟対策室)

がん対策

B型肝炎訴訟対策

がん登録

脳卒中対策

アレルギー対策

肝炎対策

難病等希少疾病対策を所管する課の設置

難病対策課(仮称)

(移植医療対策推進室)

難病対策

その他疾病対策(ハンセン病等)

小児慢性疾病対策

移植医療対策

結核感染症課

(予防接種室、新型インフルエンザ対策推進室、感染症情報管理室、B型肝炎訴訟対策室)

感染症(エボラ、デング熱等)対策

B型肝炎訴訟対策

新型インフルエンザ対策

予防接種対策

新興再興感染症対策を所管する課の設置

結核感染症課

(新型インフルエンザ対策推進室、感染症情報管理室)

感染症(エボラ、デング熱等)対策

新型インフルエンザ対策

エイズ対策

- 凡例
- 局内再編する業務等
 - 他局からの移管業務
 - 新法等への対応

健康局 施策照会先一覧（厚生労働省代表電話 03-5253-1111）

施策事項	所管課室	担当係	担当者	内線
難病法の施行について	疾病対策課	総務係	竹内	2352
水道関係予算と水道行政について	水道課	総務係	友永	4025
感染症対策について	結核感染症課	総務係	有本	2372
がん検診の推進等がん対策・健康増進施策について	がん対策・健康増進課	総務係	香川	2342
肝炎対策について	肝炎対策推進室	肝炎対策指導係	新川	2948
その他の疾病対策について	疾病対策課	総務係	竹内	2352
原爆被爆者対策について	原子爆弾被爆者援護対策室	総務係	木下	2312
移植医療対策について	移植医療対策推進室	臓器移植係	中田	2365
生活衛生対策について	生活衛生課	総務係	深野	2436